

盛岡広域振興局長告示第45号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定により、指定一般相談支援事業者が指定一般相談支援事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和4年9月27日

盛岡広域振興局長 佐々木 隆

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0331400028	相談支援事業所「白ゆり」	八幡平市田頭第8地割139番地2	令和4年9月30日